

緊急技術支援をさらに3ヵ月延長します！

—依頼試験・機器利用などの料金50%減額、無料セミナー開催—

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」）は、本年2月より開始した「経済不況対応 緊急技術支援」の実施期間をさらに3ヵ月延長（平成22年3月31日まで）することとしました。

都産技研は、昨年からの経済不況の影響で、いまだ厳しい状況にある都内中小企業に対し、依頼試験・機器利用、オーダーメイド開発支援料金の50%減額と無料セミナーの開催を継続し、技術開発・人材育成を応援します。

中小企業の景況は依然として厳しい状況にあり、都産技研の緊急技術支援へのご希望が寄せられていることから、引き続き支援の必要があると判断しました。

【ポイント】

➤「経済不況対応 緊急技術支援」の実施期間を平成22年3月31日までとしました。

（平成21年12月28日までの予定をさらに3ヵ月延長しました）

➤依頼試験・機器利用・オーダーメイド開発支援の料金を50%減額します。

（減額対象企業については、別紙をご参照ください）

➤不況克服支援セミナーを無料開催します。

【これまでの実施状況】（10月末利用実績）

➤依頼試験・機器利用の50%減額を約6,300件受け付けました。

➤不況克服支援セミナー（無料）を15テーマ開催し、約450名が受講しました。



緊急技術支援窓口



不況克服セミナー

「感性価値創造によるものづくり
不況下にも売れている商品に学ぶ」

【お問い合わせ先】 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

経営企画本部 経営情報室 澤近 TEL 03-3909-2431 FAX 03-3909-2590

経営企画室 久慈 TEL 03-3909-2401 FAX 03-3909-2590

<http://www.iri-tokyo.jp/>

経済不況対応

さらに3ヶ月延長しました

緊急技術支援

この時期だからこそ、人材を育て技術を磨き、新技術開発を！
都産技研は、頑張る企業を「技術」と「ハート」で支援します！

- ・ 厳しい経営環境の企業には、依頼試験・機器利用・オーダーメイド開発支援料金の50%減額を適用します。
- ・ 不況克服支援セミナーを開催するなど技術支援を行ないます。

1. 依頼試験・機器利用等料金の50%減額

緊急技術支援問い合わせ窓口
03-3909-2161

メニュー	内容・期間 ※1	対象企業 ※2
<ul style="list-style-type: none"> ・ 依頼試験 ・ 機器利用 ・ オーダーメイド開発支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金を50%減額 ・ 平成21年3月2日～平成22年3月31日 	平成20年10月31日以降に中小企業庁のセーフティネット保証制度緊急保証(中小企業信用保険法第2条第4項5号)の認定等を申込み時点で受けている都内中小企業者等

※1 ①依頼試験・オーダーメイド開発支援

平成22年3月31日までに「試験申込書および承諾書」を交付したものが対象となります。確定払いでの「試験申込書および承諾書」の交付については、平成22年3月31日までに、請求書を発行した場合に限り対象となります。

(3月31日までに料金確定・請求書発行できない場合は通常料金扱いとなります)

②機器利用

平成22年3月31日までに機器の利用が完了している場合のみ減額対象となります。

※2 都内区市町村の実施する指定の緊急対策(融資・利子補給)の融資あっせんを受けた都内中小企業者等も対象となります。(裏面参照)

2. 不況克服支援無料セミナーの開催

セミナー問い合わせ窓口
03-3909-2352

セミナー	日時	場所
品質工学を活用し、製品開発期間を半減させる —技術力を高め高品質の製品を短期に開発する—	平成21年12月11日(金) 14:00~17:00	西が丘本部 北区西が丘3-13-10
ドライコーティングとその評価方法—講義編—	平成21年12月15日(火) 9:30~14:30	西が丘本部 北区西が丘3-13-10

地方独立行政法人
東京都立産業技術研究センター

ホームページURL: <http://www.iri-tokyo.jp/>

東京都立産業技術研究センター
〒115-8586 北区西が丘3-13-10
電話03-3909-2151 FAX03-3909-2590

中小企業庁セーフティネット緊急保証や区市町村の緊急融資あっせんを受けている企業の皆さまへ

依頼試験・機器利用・オーダーメイド開発支援料金の50%減額を受けるには？

さらに延長しました

【実施期間】

減額期間：平成21年3月2日(月)～平成22年3月31日(水)

ご利用前に必ず登録申請をしてください。

3月末の料金減額の扱いについての詳細は別途お問い合わせください。

【対象となる中小企業者】

①平成20年10月31日以降に中小企業庁のセーフティネット保証制度緊急保証(中小企業信用保険法第2条第4項第5号)の認定等を申込み時点で受けている都内中小企業者等※

②都内区市町村の実施する指定の緊急対策(融資・利子補給)の融資あっせん**を申込み時点で受けている都内中小企業者等

※制度認定は本社所在地の都道府県に提出されますが、本社が他県であっても、都内事業所からご利用の企業は料金減額の対象となります。

**都内の各自治体が行う指定する緊急対策の融資あっせんを受けた企業の限定となります。指定する緊急対策一覧はホームページに掲載しています。

【必要書類】

①セーフティネット保証制度緊急保証(中小企業信用保険法第2条第4項第5号)の認定を受けた場合	①申請書※ ②認定書コピー又は申告書**
②都内区市町村の実施する指定の緊急対策による融資あっせんを受けた場合	①申請書※ ②都内の区市町村が発行したあっせん書類のコピー又は申告書**

※申請書、申告書は下記HPまたは緊急技術支援窓口で入手出来ます。

**申告書には代表者印の押印が必要です。

【申請の方法】

緊急技術支援窓口への来所または郵送・FAXで受け付けます。

但し、セーフティネット保証制度緊急保証(中小企業信用保険法第2条第5項)の認定書コピー又は都内の区市町村が発行した指定する緊急対策のあっせん書類のコピーの代わりに「申告書」を提出される場合は、来所、郵送のみ可能(FAXは不可)です。

詳しくは、都産技研ホームページ <http://www.iri-tokyo.jp/> をご覧ください。